

令和5年度

監 査 報 告 書

定 期 監 査
財政援助団体等監査

名 寄 市 監 査 委 員

目 次

【定期監査】

1	監査の種類	1
2	監査の対象範囲及び対象期間	1
3	監査の期間	1
4	監査の方法	1
5	監査の実施方針及び着眼点	1
6	実施状況	2
7	監査の結果	2

【財政援助団体等監査】

1	監査の種類	6
2	監査の選定理由	6
3	監査の対象範囲	6
4	監査の期間	6
5	監査の方法	6
6	監査の実施方針及び着眼点	8
7	実施状況	8
8	監査の結果	8

むすび	10
-----	----

名 監 査 第 17 号
令和 6 年 2 月 21 日

名 寄 市 長 加 藤 剛 士 様
名 寄 市 議 会 議 長 山 田 典 幸 様

名 寄 市 監 査 委 員 岡 川 進
名 寄 市 監 査 委 員 佐 藤 靖

令和 5 年度監査の結果に関する報告書の提出について

地方自治法第 199 条第 4 項及び第 7 項の規定に基づき監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、令和 5 年度監査の結果に関する報告書を提出します。

定期監査

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく財務監査（定期監査）

2 監査の対象範囲及び対象期間

監査の対象部課		対象範囲	監査の対象期間(注)
総合政策部	総合政策課	所管する事務	令和 4 年度
	秘書広報課	所管する事務	
	スポーツ・合宿推進課	所管する事務	
健康福祉部	こども未来課	所管する事務	
	地域包括支援センター	所管する事務	
	保健センター	所管する事務	
経済部	産業振興課	所管する事務、施設の管理運営に関する事務	
会計室	会計課	所管する事務	

(注) 監査の必要があると認めるときは、現年度（令和 5 年度）の事務を対象とすることとした。

3 監査の期間

令和 5 年 10 月 31 日から令和 6 年 2 月 19 日まで

4 監査の方法

監査対象部局長に対して関係書類の提出を求め、書類を照合し、必要に応じた実査と関係職員に対する質問、また通査により監査を実施した。

5 監査の実施方針及び着眼点

(1) 実施方針

令和 5 年度名寄市年間監査計画を踏まえ、本市における事務事業のリスクを考慮し、所掌事務及び財務事務について監査の対象として選定し、それらの事務事業が法令等に適合し適正かつ適切に執行されているか。また、市民サービスの向上に努めているかなど行政監査の着眼点も含めて監査を実施する。（令和 5 年度財務監査（定期監査）実施計画（令和 5 年 10 月 16 日名寄市監査委員決定）

(2) 着眼点

地方自治法第 2 条第 14 項の趣旨を主眼に、全国都市監査委員会発行「監査手帳 別項 監査等の着眼点」の「第 1 財務事務監査の着眼点」及び「第 4 行政監査の着眼点」を準用し、監査を実施した。

6 実施状況

監査対象部課		監査実施通知日	実査日	面接実施日
総合政策部	総合政策課	令和5年 10月17日	/	令和6年 1月26日
	秘書広報課			/
	スポーツ・合宿 推進課			令和6年 1月26日
健康福祉部	こども未来課		令和5年 11月2日	/
	地域包括支援 センター		/	
	保健センター	/		
経済部	産業振興課	令和5年 11月2日	/	
会計室	会計課	/	令和6年 1月26日	

7 監査の結果

監査した限りにおいて、監査の対象とした事務事業はおおむね適正に処理されていると認められた。しかし、一部の事務処理において軽微な錯誤等が認められた。これらの錯誤等については、面接実施時において口頭により又は文書により是正等の対応を求めた。

なお、監査の対象とした事務事業の執行において留意及び措置が必要と認められる事項については、「監査の結果に関する報告等に関する取扱要領（令和2年監査委員訓令第2号）」（2～3頁「指摘事項等の処理区分」参照）に従って記載する。

また、指摘事項等に該当するものではないが、監査において認識された課題等について、所感と要望として付記した。

指摘事項等の処理区分	
(1) 指摘事項（指導的事項を含む。）	
ア 改善（是正すべきもの）	
(ア) 法令等に違反するもの	
(イ) 公金の支出、契約又は財産管理に適正を欠くもの	
(ウ) 効率性、経済性又は有効性を欠くもの	
(エ) 故意又は過失により損害を与えたもの	
(オ) リスク（組織目的を阻害する要因をいう。以下同じ。）に対する措置が講じられていないもの	
(カ) その他、監査委員が、改善が必要と認めるもの	
イ 検討	
(ア) 法令には違反しないが、リスクの発現を低い水準に抑えることができていない等検討を要するもの	
(イ) リスクへの対応に各部局間の調整等が必要なもの	
(ウ) 効率性、経済性又は有効性の観点から検討が必要なもの	

(2) 注意
ア 軽易な誤り及び留意すべき事項であるもの
イ 指摘事項には至らないが、妥当性又は適正を欠くもの
(3) 勧告（地方自治法第199条第11項及び名寄市監査基準第16条第2項に規定する勧告）
ア 第1号アの規定のうち、特に重大なもの
イ 第1号アの規定のうち、著しく経済性、効率性又は有効性を欠くもの
ウ 第1号ア又はイの規定のうち、至急改善を要するもの
エ 第1号ア又はイの規定のうち、未措置であるもの又はリスクに対し措置を講じないもの
オ その他監査委員が勧告相当と認めるもの

監査の結果は、次のとおりである。

(1) 総合政策部 総合政策課

ア 監査の対象範囲

所管する事務。

イ 把握した事項

(ア) 公共施設等再配置計画推進事業にかかる業務委託料の関係書類を確認した。

(イ) ゼロカーボン推進事業にかかる業務委託料の関係書類を確認した。

ウ 監査の結果

指摘事項なし。

(2) 総合政策部 秘書広報課

ア 監査の対象範囲

所管する事務。

イ 把握した事項

(ア) 移住促進事業及び移住PR事業にかかる支出関係書類を確認した。

(イ) 前渡資金の管理にかかる関係書類を確認した。

ウ 監査の結果

指摘事項なし。

(3) 総合政策部 スポーツ・合宿推進課

ア 監査の対象範囲

所管する事務。

イ 把握した事項

(ア) 冬季スポーツ拠点化事業にかかる支出関係書類について確認した。

(イ) 冬季スポーツ拠点化事業の取り組みと実績の内容について確認した。

ウ 監査の結果

指摘事項なし。

エ 所感と要望

これまでの事業実績を活かし、組織基盤の整備が図られ、スポーツによるまちづくりの推進と人材育成への取り組みがなされることを期待したい。

(4) 健康福祉部 こども未来課

ア 監査の対象範囲

所管する事務。

- イ 実査の状況
 - (ア) 実査場所 名寄市こどもの遊び場 にこにこらんど
名寄市西4条南8丁目 西條名寄店2F

- ウ 把握した事項
 - こどもの遊び場整備事業、こどもの遊び場運営事業のうち
 - (ア) 施設の管理・運営及び利用状況について確認した。
 - (イ) 遊具設置にかかる支出関係書類について確認した。
 - (ウ) 運営委託料、賃借料の支出にかかる関係書類を確認した。

- エ 監査の結果
 - 指摘事項なし。

- オ 所感と要望
 - 施設整備によって子育て環境の充実が図られ、交流の場としての活用がなされており、引き続き安心・安全な施設管理のもと充実した事業の展開がなされることを期待する。

(5) 健康福祉部 地域包括支援センター

- ア 監査の対象範囲
 - 所管する事務。
- イ 把握した事項
 - (ア) センターの運営状況について内容を確認した。
 - (イ) 委託事業にかかる5件の支出関係書類を確認した。
- ウ 監査の結果
 - 指摘事項なし。

(6) 健康福祉部 保健センター

- ア 監査の対象範囲
 - 所管する事務。
- イ 把握した事項
 - (ア) 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業及び新型コロナウイルスワクチン接種事業費にかかる委託業務9件の支出関係書類を確認した。
- ウ 監査の結果
 - 指摘事項なし。

(7) 経済部 産業振興課

- ア 監査の対象範囲
 - 所管する事務、施設の管理運営に関する事務。
- イ 実査の状況
 - (ア) 実査場所 なよろ温泉サンピラー、ピヤシリスキー場
名寄市字日進
- ウ 把握した事項
 - (ア) ピヤシリスキー場整備事業にかかる6件の支出関係書類を確認した。
 - (イ) なよろ温泉整備事業にかかる11件の支出関係書類を確認した。
- エ 監査の結果
 - 指摘事項なし。

(8) 会計室 会計課

ア 監査の対象範囲

所管する事務。

イ 把握した事項

歳計外現金の管理状況について経理簿等により確認した。

ウ 監査の結果

指摘事項なし。

エ 所感と要望

預り金である歳計外現金の管理において、預入れと払出しは各所管課が行っているが、不要な保管金の有無や適正な時期の払出しなどの適正管理については、会計室から所管課に向けて積極的な呼びかけと周知を行っていただきたい。

また、源泉徴収税の控除については、所管課からの情報発信と周知がなされることが必要であるとともに、会計室による指導や審査も併せて徹底いただきたい。

以 上

財政援助団体等監査

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等に対する監査

2 監査の選定理由

例月出納検査及び財務監査並びに過去の監査状況等を総合的に勘案し、補助金等の交付事務及び補助事業者等の事業の履行に着目のうえ、監査の対象範囲を決定した。監査の対象年度は令和4年度とした。

3 監査の対象範囲

(1) 財政援助団体等監査

監査対象団体	対象補助金等	監査対象部課
公益社団法人 上川北部地域人材開発センター運営協会	上川北部地域人材開発センター補助金	経済部産業振興課

(2) 公の施設の指定管理者

指定管理者	管理施設名	監査対象部課
名寄美装工業株式会社	名寄市北国雪国ふるさと交流館	総合政策部総合政策課
株式会社もち米の里ふうれん特産館	名寄市道の駅（道の駅なよろ）	経済部産業振興課

4 監査の期間

令和5年10月31日から令和6年2月19日まで

5 監査の方法

所管する部課及び財政援助団体並びに指定管理者に対し関係書類の提出を求め、書類を照合し、必要に応じて実査、関係職員等へ質問、また通査により監査を実施した。

6 監査の実施方針及び着眼点

(1) 実施方針

令和5年度名寄市年間監査計画を踏まえ、市が財政的援助を与えている団体（以下「財政援助団体等」という。）に対し交付した補助金等が目的に沿い適正かつ効率的に執行されているか、また、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかについて監査する。（令和5年度財政援助団体等監査実施計画（令和5年10月16日名寄市監査委員決定）に基づき定めた実施方針）

(2) 着眼点

ア 財政援助団体等監査

【所管部課関係】

（ア）補助金、貸付金、その他の財政的援助（以下「補助金等」という。）の決定は法令

等に適合しているか。

- (イ) 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- (ウ) 補助金等に関する条件の内容は明確か。
- (エ) 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- (オ) 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- (カ) 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- (キ) 補助金等の交付目的や効果等から照らして、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

【団体関係】

- (ア) 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書は符合するか。
- (イ) 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- (ウ) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助事業以外に流用されていないか。
- (エ) 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- (オ) 補助金等に係る収支の会計処理は適正か。
- (カ) 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- (キ) 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。
- (ク) 財産の処分制限がある場合に、これに違反するものはないか。

イ 公の施設の指定管理者監査

【所管部課関係】

- (ア) 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠を置いているか。
- (イ) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- (ウ) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- (エ) 協定書には、必要事項が適正に記載されているか。
- (オ) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続き等は適正になされているか。
- (カ) 事業報告書の点検は適切になされているか。
- (キ) 指定管理者に対して適宜かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- (ク) 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

【指定管理者関係】

- (ア) 施設は関係法、条例等の定めるところにより適切に管理されているか。
- (イ) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (ウ) 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正に行われているか。
- (エ) 利用促進のための努力はなされているか。
- (オ) 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業と会計区分は明確になっているか。
- (カ) 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。

- (キ) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。
- (ク) 指定管理者に対して適宜かつ適切に報告を求め、調査し又は指示を行っているか。

7 実施状況

監査対象部課等	監査実施通知日	実査日	面接実施日
経済部産業振興課 (財政援助団体)	令和5年 10月17日	令和5年 11月2日	/
総合政策部総合政策課 (公の施設の指定管理者)		令和5年 11月2日	令和6年 1月26日
経済部産業振興課 (公の施設の指定管理者)		令和6年 1月16日	/

8 監査の結果

監査した限りにおいて、監査の対象とした事務事業はおおむね適正に処理されていると認められた。一部の事務処理において認められた軽微な錯誤等については、面接実施時において口頭により又は文書により是正等の対応を求めた。なお、監査の対象とした事務事業の執行において留意及び措置が必要と認められる事項については、「監査の結果に関する報告等に関する取扱要領（令和2年監査委員訓令第2号）」（2～3頁「指摘事項等の処理区分」参照）に従って記載する。

監査の結果は次のとおりである。

(1) 財政援助団体

ア 公益社団法人 上川北部地域人材開発センター運営協会
補助事業名 上川北部地域人材開発センター補助金

イ 補助金交付額 9,100,000 円

ウ 把握した事項

(ア) 団体の事業運営活動内容及び法人の収支決算状況について確認した。

(イ) 施設の管理運営状況について確認した。

(ウ) 補助金等交付申請書は令和4年4月1日に提出され、同年4月4日に補助金等交付決定がなされ、同年4月15日に交付されていた。

(関係法令・例規類等)

名寄市補助金等交付規則（平成18年3月27日規則第54号）

エ 監査の結果

指摘事項なし。

オ 所感と要望

対象団体は地域の人材育成機関として重要な役割を果たしており、運営においても適切になされていた。一方、老朽化した建物の修繕や設備の更新が今後の課題であることから、関係機関との協議のもと施設整備が図られ、一層の活用と充実した事業展開により運営されることを望む。

(2) 公の施設の指定管理者

ア 指定管理者及び対象施設

名寄美装工業株式会社、対象施設 名寄市北国雪国ふるさと交流館

イ 把握した事項

- (ア) 指定管理基本協定書及び年度協定書について確認した。
- (イ) 事業計画書及び実績報告書の内容について確認した。
- (ウ) 法人の会計状況及び指定管理施設にかかる会計の内容について確認した。
- (エ) 指定管理料の徴収事務について確認したところ、利用料金の計算において端数処理の計算方法を誤っていたものが4件あった。
- (オ) 施設の利用状況及び管理運営状況について確認したところ、指定管理者のホームページに掲載された料金表が現行料金の改定前の料金が表示されていた。ただし、徴収事務においては現行料金でなされており誤りはなかった。

(根拠法令)

名寄市北国雪国ふるさと交流館条例（平成19年3月16日条例第6号）
名寄市北国雪国ふるさと交流館条例施行規則（平成19年3月30日規則第43号）
名寄市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年3月27日条例第74号）

ウ 監査の結果

【改善】－（ア）、（ウ）

（結果の内容）

利用料金の徴収事務の誤りについては、料金徴収の基礎となる申請書類に空欄が散見されたことも一因となっており、適正な事務処理がなされるよう確認の徹底をしていただきたい。また、委託者である市においても定期的に管理運営にかかる現場の状況や書類の確認を行い、適切な指導に努められたい。

加えて、料金規定における時間帯区分の計算方法が複雑であることから、徴収事務に誤りが生じないように委託者からも指定管理者に対してわかりやすい計算方法を提示するなど工夫し、指定管理者のみならず利用者にとっても料金内容が明瞭となる対策を検討されたい。

エ 所感と要望

本施設は歴史的建造物を利用した貴重な施設であり、施設の有効活用のためにも、幅広い周知によって利用促進を図り、施設の価値を高めていくことが必要である。

施設管理については、徹底した管理のもと良好な状態が保たれていた。

本施設の設置目的である「山形県藤島、東京都杉並区等との地域文化交流活動や物産交流活動等の発展、促進に向けた拠点とするとともに、市民や職員の新たな交流の場」としての活用が進められるよう努められたい。

(3) 公の施設の指定管理者

ア 指定管理者及び対象施設

株式会社 もち米の里ふうれん特産館、対象施設 名寄市道の駅（道の駅なよろ）

イ 把握した事項

- (ア) 指定管理基本協定書及び年度協定書について確認した。
- (イ) 事業計画書及び実績報告書の内容について確認した。
- (ウ) 法人の会計状況と併せて指定管理施設にかかる会計の内容について確認した。
- (エ) 施設の管理運営状況について確認した。

(根拠法令)

名寄市道の駅条例（平成19年3月16日条例第15号）
名寄市道の駅条例施行規則（平成19年4月12日規則第46号）

名寄市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 18 年 3 月 27 日条例第 74 号）

ウ 監査の結果

指摘事項なし

エ 所感と要望

本施設は道の駅としての機能はもとより地域の交流拠点として活用され、地域の特産品や農産物の販売によって市民をはじめ観光客や施設利用者の集客に努められていた。今後は、アフターコロナ下での集客や施設・設備の老朽化対策も課題であり、対策を講じながら多くの利用者に満足される施設として運営されることを望む。

以 上

(むすび)

令和 5 年度の定期監査にあたり、関係の皆様にご協力いただいたことにお礼申し上げます。

コロナ禍にあった令和 4 年度を対象とした監査は、各種事業や各施設において参加者や来館者数の低迷が長引き、事業の効果を適正に評価することは難しい側面もあった。この間、人々の価値観や行動の変化がみられるようになり、今後は事業の実施者においても新たなニーズを捉え、事業内容の見直しを進め、対象者や利用者が満足できるよう効果的かつ有効な事業展開が進められることを期待したい。

公の施設の指定管理事業では、委託者である市が通年的に施設の管理・運営状況を把握することが重要であることを再認識した。指定管理施設では、他の公共施設に設置されている運営委員会や審議会が設置されていないことから、運営に対する客観的な評価や議論の場がなく、現状の把握と課題の整理による改善を伴った施設運営がなされることが重要である。所管課と指定管理者との連携により各施設の特性を活かし、利用者の満足度を高め、施設機能の充実が図られることを望む。

また、利用料においては、施設の管理運営経費が上昇傾向にあることから、施設の利用拡大と効率的な管理・運営により利用料金の適正な確保に努めていただきたい。さらに、施設の利用申請や料金徴収方法の簡便化によって利用者や指定管理者の負担を軽減し、利便性向上による利用促進を期待したい。

最後に、本監査結果を踏まえ、事務処理における法令順守はもとより適正かつ効率的な業務の執行のため、マニュアルの作成や課題の共有化など全庁的な視点で対策を講じ、市民や関係者からの信頼につながる取り組みが進められることを望む。